

学校法人昭和学院役員報酬規程

第1条 この規程は学校法人昭和学院（以下法人という）の役員報酬等及び手当につき、必要事項を定めるものとする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、学校法人昭和学院寄附行為の定める理事及び監事をいう。
- （2）役員報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）役員（理事長を除く）報酬、賞与、退職金は支給しない。
- （2）理事長 報酬、賞与を支給する、理事会が必要と認める場合は、退職金を支給することが出来る。

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- （1）報酬 <別表第1>に定める額
- （2）賞与 <別表第2>に定める算式により算出される額
- （3）退職金 <別表第3>に定める算式により算出される額

第5条 法人役員の手当は次のとおりとする。但し、この法人が設置する学校に勤務する職員を兼ねる役員は除く。

- （1）手当（旅費を含む） 会議1回につき 10,000 円

第6条 法人評議員手当については前条を適用する。

第7条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- （1）報酬 毎月21日
- （2）賞与 本学院教職員組合等との協議の上決定
- （3）退職金 退職日からひと月以内

2 報酬等は、金融機関振込により本人に支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合は、報酬額を基礎として日割り計算する。

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときはこれを切捨て、50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第12条 この改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は昭和44年4月1日より実施する。

附則 この規程は昭和50年4月1日より実施する。

附則 この規程は昭和56年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成2年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成15年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成18年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成30年7月1日より実施する。

附則 この規程は令和2年4月1日より実施する。

附則 この規程は令和7年5月24日より実施する。

<別表第1>

1号俸	473,110円／月額
2号俸	498,190円／月額
3号俸	520,190円／月額
4号俸	542,190円／月額
5号俸	564,190円／月額

<別表第2>

7月の賞与 報酬月額×○か月分

12月の賞与 報酬月額×○か月分

3月の賞与 報酬月額×○か月分

- ※ 月数については、毎年度本学院教職員組合等との協議の上、
12か月の範囲内で決定。

<別表第3>

最終報酬月額×在任年数×功績倍率

- ※ 上記在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、
1か月未満は1か月に繰り上げる。
- ※ 功績倍率は、勤務態様、貢献度その他を勘案して決定し、2倍
の範囲内とする。

以上